

適合証明申請添付書類一覧

小川町都市政策課 開発建築担当
令和7年12月1日

適合証明一般【都市計画法第29条・第42条・第43条許可直後申請の場合】

都市計画法施行規則第60条関係

提出部数：2部(正本1部、副本1部)

No.	添付書類等	備考	チェック
1	開発行為又は建築等に関する証明交付申請書	小川町都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則 様式第26号	
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が行う場合。①代理者の資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を記載すること。	
3	土地利用計画図(※配置図等の図面を兼ねる場合は当該図面名を併記)	①可能な限り、許可通知書の添付図面(審査済印が押印してあるもの)のコピーを添付すること。 ②区域は必ず朱線で囲むこと。 ※法第29条、第42条、第43条許可通知書の図面と同一のものを添付すること。	
4	建築物の配置図、給水・排水施設計画図	※土地利用計画図で建物配置が判断できる場合は添付不要。 ①道路(ア幅員 イ道路番号 ウ建築基準法第42条該当号) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③既存・計画建築物等の位置・用途・建築面積・延床面積(全ての建築物)、境界線からの距離及び建築物間の離隔距離を明記 ④除却建築物等の位置は破線等で明示 ⑤給水施設(自己居住用は不要) ⑥排水施設(ア種類 イ寸法 ウ流水方向 エ放流先の名称を記入) ⑦排水系統別に着色 ⑧建築規制の内容及び位置等を記入	
5	建築物平面図(各階別)	①縮尺 ②建築面積 ③各階の床面積及び延床面積 ④建ぺい率及び容積率 ⑤建築規制の内容及び位置等を記入 ⑥設計者の署名又は記名	
6	建築物立面図(2方向以上)	①縮尺 ②建築物の最高高さ ③建築規制の内容及び位置 ④設計者の署名又は記名	
7	開発・建築許可通知書の写し	※第42条、第43条許可申請と同時に申請の場合は不要	
8	開発行為に関する工事の検査済証の写し	※第29条許可に伴う申請の場合	
9	その他許可権者が必要と認める書類		

以下は分譲住宅等の場合に添付

10	土地登記事項証明書	※許可後、分・合筆等による地番や地目、土地所有者の変更があった場合。 申請日以前6か月以内に交付されたもの	
11	公図の写し	※許可後、分・合筆等による地番や地目の変更があった場合。 ①方位 ②縮尺 ③申請地及び隣接地の地番・地目を記入 ④区域朱線囲み	
12	都市計画図(申請地位置図)	①方位 ②縮尺 ③位置を明記(区域朱書)	
13	求積図(実測)	※許可後、分・合筆等による地番や地目の変更があった場合。 ①面積(小数点第2位) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③方位・縮尺等記入	

図面の縮尺など添付図書については、埼玉県発行「開発許可制度の解説(令和6年10月版)」開発許可申請書等の作成及び手続(P392～)に基づき作成すること。

●申請書の様式は、小川町都市政策課のHPからダウンロードすることができます。(小川町HP⇒暮らし・手続き⇒住まい⇒開発・建築⇒開発許可⇒開発許可制度⇒申請書の様式)

●県庁HP(暮らし・環境⇒まちづくり⇒開発許可⇒開発許可制度の解説(令和6年10月版))

※全ての図面について設計者が署名又は記名し、区域を朱線で囲むこと。

※この証明は、建築確認申請の添付図書として審査機関が提出を求めるものです。

※証明書交付後における記載内容及び書類の訂正はできません。再申請となりますので、注意してください。